

# 除却協力員通信

## ニュースレター

Vol. 27

2023年3月号



### 「高齢者ボランティア・ポイント制度」 違反屋外広告物除却活動は 1日10枚で1スタンプを付与します

#### ■市内在住・65歳以上の方へ

違反屋外広告物除却活動は「高齢者ボランティア・ポイント制度」の対象です。

1日の貼り紙の除却枚数に応じてスタンプが付与されます。

これまで1日20枚で1スタンプ付与としていましたが、見直しにより今後は

**1日10枚で1スタンプ付与に変更しました！**

ぜひ参加をご検討ください。

(1日最大2スタンプまで)

※制度への登録には、高齢者いきいき課(042-620-7243)開催の説明会へ参加が必要です。

詳しくは高齢者いきいき課へお問い合わせください。



### 高齢者ボランティア・ポイント制度に登録されている方へ

令和4年度の活動報告は、令和5年4月上旬までをお願いいたします。

令和4年度のスタンプ帳をご持参のうえ、高齢者いきいき課に報告してください。

# 違反屋外広告物持込用ごみ袋 を配付しています



違反屋外広告物除却協力員の活動にご協力をいただき、ありがとうございます。  
事務所、市民センター等に除却していただいた違反広告物を持ち込んでいただく際は、  
施設職員の指示に従い、以下の点についてご配慮をお願いします。  
まちなみ景観課では、事務所・市民センターへの持込用ごみ袋を配付しています。  
ご希望の方は、事前にお問い合わせください。



## 配付方法

まちなみ景観課 窓口にて配付

- ※来庁の際は身分証明書をご持参ください。
- ※月に一度、2枚までの配付とします。

## 申込方法



- お電話またはメールにて、事前にご連絡をお願いします。
- ※住所、氏名、連絡先、協力員番号をお知らせください。

## 事務所・市民センターに持ち込む際は・・・

- 衛生管理について配慮し、袋に入れて持ち込んでください。
- 運搬の途中で袋が破れてしまわないように注意し、量が多いときは大きさごとに小分けにしてください。
- 施設職員から保管場所まで除却物を運ぶよう依頼されたときは、対応をお願いします。
- 貼り紙以外の違反広告物(広告旗、立看板など)は持ち込まず、見つけたらまちなみ景観課にご連絡ください。



現在、102名の協力員に活動していただいております。

協力員の任期を「1年以内」から「3年以内」に変更したため、次回の継続の意思確認は令和7年の予定です。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

本年度も大変お世話になりました。  
今後とも本市の景観向上にご理解とご協力をお願いいたします。